



栃木県公報

令和4(2022)年
10月28日(金)
号 外
第60号

目 次

規 則

○栃木県財務規則及び栃木県流域下水道事業財務規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第39号

栃木県財務規則及び栃木県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月28日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則及び栃木県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

(栃木県財務規則の一部改正)

第1条 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(小切手の支払地) 第51条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第156条第1項第1号の知事が定める区域は、 <u>全国の区域とする。</u>	(小切手の支払地) 第51条 証券をもってする歳入の納付に使用することができる小切手の支払地は、 <u>払込みを受ける指定金融機関等が加入し、又は当該指定金融機関等から手形交換を委託されている金融機関が加入している手形交換所の参加地域とする。</u>
(徴収又は収納の委託) 第53条 課長又は公所の長は、 <u>令</u> 第158条第1項の規定により歳入の徴収若しくは収納の事務を委託したとき又は令第158条の2第1項の規定により地方税の収納の事務を委託したときは、会計管理者に報告しなければならない。	(徴収又は収納の委託) 第53条 課長又は公所の長は、 <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)</u> 第158条第1項の規定により歳入の徴収若しくは収納の事務を委託したとき又は令第158条の2第1項の規定により地方税の収納の事務を委託したときは、会計管理者に報告しなければならない。

(栃木県流域下水道事業財務規則の一部改正)

第2条 栃木県流域下水道事業財務規則(令和2年栃木県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(証券納付) 第24条 流域下水道事業に係る収入の納入義務者が収入の納付に使用することができる小切手の支払地は、 <u>全国の区域</u> とする。	(証券納付) 第24条 流域下水道事業に係る収入の納入義務者が収入の納付に使用することができる小切手の支払地は、 <u>出納取扱金融機関が加入し、又は当該出納取扱金融機関から手形交換を委託されている金融機関が加入している手形交換所の参加区域</u> とする。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

(会計局会計管理課)